

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和8年度版)

美 祢 市

目 次

美祢市の支援メニュー・対応窓口

1	犯罪被害者等のための総合的対応窓口.....	1
2	犯罪被害者等支援金	1
3	国民健康保険・後期高齢者医療	1
4	国民年金.....	2
5	税 金	2
6	住居・生活	3
7	子育て.....	4
8	精神的・身体的被害の回復・防止等.....	5
9	障 害	6
10	介 護.....	6

美祿市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	福祉課地域福祉班 (市役所1階 ⑦番窓口) TEL 0837-52-5227
--	--

2 犯罪被害者等支援金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
犯罪被害者等支援金	犯罪行為により重傷病を受けた方又は、亡くなられた方の遺族に支給します。 ・重傷病見舞金 10万円 ・遺族見舞金 30万円	福祉課地域福祉班 (市役所1階 ⑦番窓口) TEL 0837-52-5227

3 国民健康保険・後期高齢者医療

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	市民課保険年金班 (市役所1階 ④番窓口) TEL 0837-52-5231
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為(交通事故、闘争等)を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった場合、相談に応じます。	市民課保険年金班 (市役所1階 ④番窓口) TEL 0837-52-5231
(3) 保険税(料)の納付相談 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	市民課保険年金班 (市役所1階 ④番窓口) TEL 0837-52-5231

4 国民年金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	市民課保険年金班 (市役所1階 ④番窓口) T E L 0837-52-5231
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	市民課保険年金班 (市役所1階 ④番窓口) T E L 0837-52-5231
(2) 国民年金保険料の免除	国民年金保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	市民課保険年金班 (市役所1階 ④番窓口) T E L 0837-52-5231

5 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
市税等の減免、納付	市税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【市・県民税の減免】 税務課 市民税班 (市役所1階 ⑫番窓口) T E L 0837-52-5234
		【固定資産税の減免】 税務課 固定資産税班 (市役所1階 ⑪番窓口) T E L 0837-52-5234
		【市税の納付相談】 税務課 収納推進室 (市役所1階 ⑬番窓口) T E L 0837-52-5235

6 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、申出によって、住民票の写し等の交付を制限できます。	市民課住民班 (市役所1階 ②番窓口) TEL 0837-52-5230
(2) 市営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅への入居に関する相談に応じます。 ・ 当選率の優遇措置 ・ 優先入居	建設課管理班 (市役所別館2階 ⑩番窓口) TEL 0837-52-1116
(3) 生活困窮者自立相談	お金、仕事、住宅、生活に関することなど、専門の相談員が相談に応じ、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。 ※美祢市においては、美祢市社会福祉協議会に委託し事業を実施します。	福祉課生活支援班 (市役所1階 ⑦番窓口) TEL 0837-52-5227 【委託先】 美祢市社会福祉協議会 TEL 0837-52-5222
(4) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	福祉課生活支援班 (市役所1階 ⑦番窓口) TEL 0837-52-5227
(5) 上下水道料金の納付相談	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、分割納付などの相談に応じます。	上下水道局管理業務課 (市役所別館1階 ⑮番窓口) TEL 0837-52-0795
(6) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	美祢市消費生活センター (市役所別館2階 ⑨番窓口) TEL 0837-52-3455
(7) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	美祢市消費生活センター (市役所別館2階 ⑨番窓口) TEL 0837-52-3455

7 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	こども家庭センター (市役所1階 ⑧番窓口) TEL 0837-52-5228
	妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。	健康増進課保健・予防班 (市役所1階 ⑨番窓口) TEL 0837-53-0304
(2) 子育てに係る負担の軽減 【育児】 児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	子育て支援課 (市役所1階 ⑧番窓口) TEL 0837-52-5228
【保育】 ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	子育て支援課 (市役所1階 ⑧番窓口) TEL 0837-52-5228
【保育】 一時保育 (一時預かり)	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となったこども(保育園等に入所していないこども)を保育します。 (利用料は施設により異なります。)	子育て支援課 (市役所1階 ⑧番窓口) TEL 0837-52-5228
【医療】 ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 (本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。)	子育て支援課 (市役所1階 ⑧番窓口) TEL 0837-52-5228
(3) 母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	子育て支援課 (市役所1階 ⑧番窓口) TEL 0837-52-5228
(4) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	子育て支援課 (市役所1階 ⑧番窓口) TEL 0837-52-5228

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(5) 就学の支援	経済的理由により小・中・義務教育学校への就学が困難な児童及び生徒に対して、学用品費などの費用を援助します。	教育委員会 学校教育課 (市役所 2階 ⑦番窓口) TEL 0837-52-1118
(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付	経済的自立、児童の就学等に必要な資金等、各種資金の貸付を行います。	子育て支援課 (市役所 1階 ⑧番窓口) TEL 0837-52-5228
(7) 貸付型奨学金	高等学校、大学及び高等専門学校に在学又は入学予定で、学資の支出が困難な生徒に対して、奨学金の貸付を行います。	教育委員会 学校教育課 (市役所 2階 ⑦番窓口) TEL 0837-52-1118
(8) ファミリーサポートセンター	育児のサポートをしてほしい依頼会員と、サポートしたい提供会員が育児の相互援助活動を行う事業です。依頼会員からの依頼に応じて、援助を行ってくれる提供会員を紹介します。	ファミリーサポートセンター みね (美祢市社会福祉協議会内) TEL 0837-52-5222

8 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	福祉課障害福祉班 (市役所 1階 ⑦窓口) TEL 0837-52-5227
(2) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	福祉課男女共同参画推進室 (市役所 1階 ⑦番窓口) TEL 0837-52-5227
(3) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	美祢市地域包括支援センター (市役所 1階 ⑥番窓口) TEL 0837-54-0138
(4) こころの健康	こころの悩みや精神症状への対応について、相談に応じます。	健康増進課保健・予防班 (市役所 1階 ⑩番窓口) TEL 0837-53-0304

9 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 身体の障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	福祉課障害福祉班 (市役所1階 ⑦番窓口) TEL 0837-52-5227
(2) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	福祉課障害福祉班 (市役所1階 ⑦番窓口) TEL 0837-52-5227

10 介護

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	市民課介護保険班 (市役所1階 ⑤番窓口) TEL 0837-52-5229
(2) 介護サービス利用料の減免	介護サービス利用料の自己負担金の支払いが困難となった場合などに、相談に応じます。(交通事故、闘争等の第三者行為を除く)	市民課介護保険班 (市役所1階 ⑤番窓口) TEL 0837-52-5229